

任意後見制度の基礎

東京大学大学院教育学研究科
飯間敏弘

任意後見制度とは

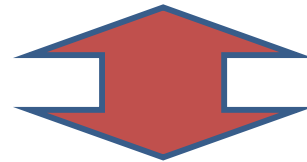
- ・任意後見制度 = 認知症などで自分の判断能力が低下してしまったときに備えて、あらかじめ信頼できる人を選んで、自分の生活や財産の管理に関する事務を行ってもらうように契約しておく制度。
- ・この契約のことを「**任意後見契約**」という。

- ・任意後見は、任意後見契約の内容をすべて自分で決定できるため、自己決定の尊重を最も具現化した制度といわれている。
- ・行為能力が一切制限されない。
- ・任意後見制度は、1999年の民法改正等により新たな成年後見制度が制定されたときと同時に、創設された。

法定後見と任意後見の違い

法定後見

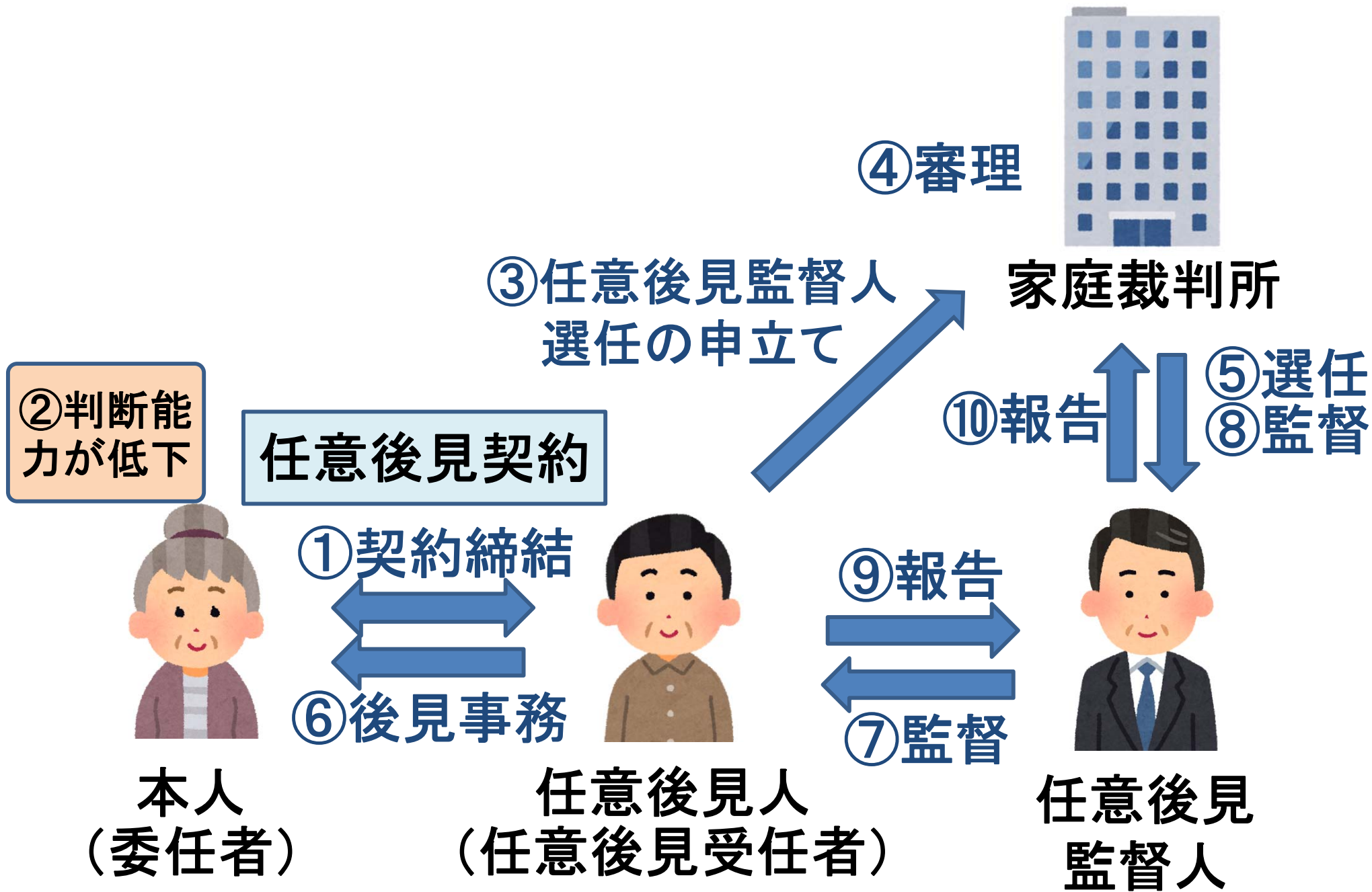
- ・制度を利用する段階において、既に判断能力が低下している人を対象とする事後的措置としての制度。
- ・当事者間の権利義務関係が法律から生じる。



任意後見

- ・まだ判断能力が低下していないときから、判断能力が低下した時のことを想定して、あらかじめ準備をしておく事前的措置としての制度。
- ・当事者間の権利義務関係が契約から生じる。

任意後見の仕組み



任意後見契約とは

- ・任意後見制度では、委任者と受任者が「**任意後見契約**」を締結する。

- ・任意後見契約＝

「委任者が、受任者に対し、精神上的障害により判断能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護および財産の管理に関する事務の全部または一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する**委任契約**であって、任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる旨の定めのあるもの（任意後見法第2条第1項第1号）」

委任の内容

- ・任意後見契約＝**委任契約**の一種
 - * 委任契約＝当事者の一方が、法律行為をすることを相手方に委託する契約。
- ・委任の内容は、「本人の生活、療養看護および財産の管理に関する事務」(＝後見の事務)。
- ・任意後見契約により、後見事務を行うための代理権が任意後見人に付与される。
- ・委任事項としては、原則として法律行為に限定され、事実行為は含まれない。

任意後見の手続きの流れ

任意後見契約の締結

- ・本人と任意後見受任者が公正証書により、任意後見契約を締結する
- ・任意後見契約締結の登記がなされる

本人の判断能力の低下

- ・精神上的の障がいにより、本人の判断能力が不十分になる

任意後見監督人選任の申立て

- ・申立権者が家庭裁判所に、任意後見監督人選任の申立てを行う

任意後見監督人選任の審判

- ・家庭裁判所が任意後見監督人を選任する審判を行う
- ・それにより任意後見契約が発効し、任意後見が開始される
- ・任意後見監督人選任の登記がなされる
- ・任意後見受任者は任意後見人となり、以後、任意後見契約によって委任された事務を遂行する
- ・選任された任意後見監督人は、任意後見人の事務を監督する

任意後見契約の締結

- ・任意後見契約の締結は、所定の様式による**公正証書**によって行わなければならない。
- ・まず本人と受任者（または公証人）は、話し合いを通じて本人の要望に沿った任意後見契約の原案を作成。
- ・その上で、公証役場の公証人に任意後見契約公正証書を作成してもらう。
- ・公正証書の作成は、基本的に全国のどの公証役場の公証人に依頼してもよい。
* ただし公証人は、所属する法務局の管轄区域を越えて出張面談をすることができない。

公正証書作成に必要な書類と費用

- 必要書類 -

- ・本人：戸籍抄本、住民票、印鑑登録証明書・実印
- ・任意後見受任者：住民票、印鑑登録証明書・実印
(※公正証書作成日から3ヵ月以内に発行されたもの)

- 必要な費用 -

- ・公正証書の作成手数料：11,000円(契約1件当たり)
- ・公正証書代：およそ5千～2万円程度
- ・任意後見契約の登記の嘱託手数料：1,400円
- ・登記手数料：2,600円(1件当たり)
- 契約1件当たり合計およそ2～4万円程度

任意後見監督人選任の申立てと審判

申立て先と申立権者

- 申立て先 = 本人の住所地を管轄する家庭裁判所
 - 申立権者 = 本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者
- * 通常は、任意後見受任者が申立てを行う。

- 本人以外の者による申立ての場合、本人の同意が必要（意思表示ができないときは、同意は不要）。
- 任意後見受任者が、①法定後見人の欠格事由に該当していたり、②任意後見人の任務に適しない事由（不正な行為、著しい不行跡など）があるときは、審判はなされない。

申立てに必要な書類と費用

必要書類および費用	取寄先
(1) 申立書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 任意後見監督人選任申立書 ・ 申立事情説明書（任意後見） ・ 任意後見受任者事情説明書 ・ 本人の財産目録と収支状況報告書（＋その資料） ・ その他（親族関係図など） 	各家庭裁判所・支部の窓口 （ホームページからダウンロード、または郵送で取り寄せ）
(2) 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、住民票または戸籍の附票…本人	各自治体の担当窓口
(3) 登記されていないことの証明書…本人 （証明事項は、「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」の欄にチェックをする。）	全国の法務局・地方法務局（本局）（* 郵送の場合は東京法務局のみ）
(4) 後見登記事項証明書（任意後見）	
(5) 任意後見契約公正証書（コピー）	公証人役場
(6) 診断書（成年後見用）、診断書付票、本人情報シート（コピー）	各家庭裁判所・支部の窓口（ホームページか郵送）
(7) 費用（申立書類と一緒に納める） <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入印紙 <ul style="list-style-type: none"> ①申立費用：800円、②登記費用：1,400円 ・ 郵便切手：3～5,000円程度（各家裁によって異なる） ・ 鑑定費用：5～10万円程度（鑑定が行われる場合のみ） 	郵便局等

※(2)(3)(4)(6)は、申立日から3カ月以内でマイナンバーの記載のないものが必要。

任意後見監督人の選任

- ・任意後見監督人になるために、特に資格は必要ないが、法律専門職が選任されることが多い。

－ 任意後見監督人の欠格事由 －

- ① 未成年者
- ② 家庭裁判所から後見人等を解任されたことがある者
- ③ 破産者
- ④ 本人に対して訴訟をした者、およびその配偶者や直系血族
- ⑤ 行方不明者
- ⑥ 任意後見受任者（または任意後見人）の配偶者、直系血族、兄弟姉妹

任意後見人の職務

- ・基本的に、法律で定められている任意後見人の職務は、法定後見人のものと同じ。

- ・任意後見人は、任意後見契約に基づき、本人の「生活、療養看護および財産の管理に関する事務」を行う。

－ 事務を行う際の注意義務 －

- ・善管注意義務：善良な管理者としての注意義務
- ・身上配慮義務：本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態および生活の状況に配慮する義務

任意後見人の権限

- ・任意後見人は、任意後見契約で定められた代理権の範囲でその事務を行う。逆に、代理権目録に記載されていない事務については、権限がないため行うことはできない。
- ・法定後見と違い、任意後見人に付与される権限は**代理権のみ**であり、同意権・取消権・追認権は持たない。

- ・また法定後見と違って、本人の居住用不動産を処分する場合、家庭裁判所の許可を得る必要はない。
- * ただし、不動産の処分などの重要な法律行為については、任意後見監督人の同意(承認)を必要とするなどの特約が任意後見契約に定められていることが多い。

一般的な委任事務

- ①財産の管理・保存・処分・変更
- ②金融機関との預貯金や金融商品等の取引
- ③定期的な収入の受領、費用の支払い(家賃・地代等の支払い・受領)
- ④生活費の送金や生活に必要な商品の購入
- ⑤相続や遺贈に関すること
- ⑥保険の契約や保険金の受領(借家人賠償保険等)
- ⑦印鑑・権利書等の保管・利用、各種手続き(登記等の申請・保管)
- ⑧住民票や戸籍などの証明書の請求や税金の申告・納付
- ⑨要介護認定の申請や不服申立て
- ⑩医療の受診や入院に係る契約や費用の支払い
- ⑪介護や福祉のサービス利用契約
- ⑫不動産の売買・賃貸借・担保権設定等の契約
- ⑬住居等の新築・増改築・修繕の請負契約
- ⑭紛争処理に関する示談や訴訟行為についての授權
- ⑮復代理人の選任および事務代行者の指定

任意後見人と監督人の事務の費用および報酬

- 事務の費用 -

- 任意後見人：任意後見契約に、本人の財産から支出されるように規定するのが通常。
- 任意後見監督人：本人の財産から支出される（法定）。

- 事務の報酬 -

- 任意後見人：任意後見契約の中に報酬規定を定める。
（通常、月1～3万円程度。）
 - 任意後見監督人：家庭裁判所が審判により決定する。
（通常、月1万円程度。）
- * 報酬の費用は、本人の財産の中から支出される。

任意後見の利用形態

種類	タイプ	本人の状態	契約内容	任意後見の開始
①将来型	基本	判断能力が十分	任意後見契約のみ締結	締結後、本人の判断能力が低下したら、申立てをして任意後見を開始させる
②移行型	普及	同上	任意後見契約 + 通常の委任契約 (財産管理等委任契約など)	同上
③即効型	例外	判断能力が少し低下	任意後見契約のみ締結	締結後すぐに申立てをして任意後見を開始させる

(1) 将来型

- 任意後見契約のみを締結し、将来、本人が認知症等により判断能力が衰えたときに、任意後見監督人の選任を申立てて、任意後見を開始させる形態。
- 任意後見のもっとも基本的な形態。

(2) 移行型

- ・任意後見契約と同時に、通常の委任契約と一緒に締結する利用形態。利用数が最も多い。
- ・同時に締結されることが多い委任契約
 - ①見守り契約：定期的に本人の見守りを行う
 - ②財産管理等委任契約：本人に身体的な障がい等が生じている場合に財産管理などを行う
 - ③死後事務委任契約：本人の死亡後における葬儀や埋火葬等の各種手続きを行う
- ・同時に遺言を作成する場合も多い。
- ・契約締結後、当面は（任意後見契約ではなく）通常の委任契約によって見守りや財産管理などを行い、本人の判断能力が低下してきたら、任意後見監督人の選任を申立てて、任意後見を開始させる。

(3) 即効型

- ・すでに判断能力が少し低下している人（軽度の認知症高齢者等）が任意後見契約を締結し、すぐに任意後見監督人の選任を申立てて、任意後見を開始させる形態
- ・通常、あまり用いられることのない形態。
- * 判断能力が低下した状態で適切な契約が結べるのかという疑念。

任意後見契約の終了

- (1) 契約当事者（本人または任意後見人（ないし任意後見受任者））によって任意後見契約が解除されたとき。
 - ① 任意後見開始前：公証人の認証を受けた書面により、いつでも解除することができる。
 - ② 任意後見開始後：解除する正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て解除することができる。
- (2) 任意後見人が解任されたとき。
- (3) 契約当事者が死亡したとき。
- (4) 契約当事者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- (5) 任意後見開始後、本人が後見等開始の審判を受けたとき。
- (6) 任意後見人（ないし任意後見受任者）が後見開始の審判を受けたとき。
- (7) 約定していた任意後見契約の終了条件が成就したとき。

任意後見と法定後見の関係

- ① 自己決定の尊重の理念により、法定後見より任意後見の方が優先される。
- ② 任意後見契約が登記されている場合、原則として、法定後見の開始の審判をすることはできない。
* ただし例外として、本人の利益のため特に必要があると認められるときに限り、法定後見の開始の審判をすることができる。
- ③ 両方の制度を同時に利用することはできない。(片方が開始されると、もう片方は終了する。)

任意後見と法定後見の違い

		法定後見	任意後見
基本	①対応の時期	判断能力が低下してからの対応	判断能力が低下する前に対応
	②後見の内容や権利義務関係の根拠	法律(主に民法)および家庭裁判所の審判に基づく	契約(任意後見契約)に基づく
	③重視される点	本人の法的保護を重視(特に後見類型)	本人の意思の尊重を重視



派生	後見人の人選	家庭裁判所が決定	本人が契約で決定
	後見報酬	家庭裁判所が決定	本人が契約で決定
	後見人に付与される権限	代理権・同意権・取消権・追認権を付与可能	代理権のみ付与可能
	監督人の有無	必要に応じて選任	必ず選任
	行為能力の制限	行為能力を制限され得る	行為能力の制限が一切ない

任意後見制度の問題点

①周知が不十分

- ・任意後見の存在を知らない(69.4%)。成年後見制度の言葉すら知らない(26.7%)。(内閣府「認知症に関する世論調査」2019年)

②利用者数が少ない

- ・成年後見制度利用者数全体に占める任意後見利用者数の割合:1%
- ・任意後見契約の発効率:6% (契約総数約13万件。うち発効総数約8千件(2018年現在))

③移行型における不適切事例

- ・移行型の任意後見契約締結後、本人の判断能力が低下してきているにもかかわらず、任意後見受任者が財産管理等委任契約による財産管理を継続し、任意後見監督人選任の申立てをしないという問題。